平成 25 年 5 月 16 日

各　位

会 社 名　Ｔ　Ｈ　Ｋ　株　式　会　社
代表者名　代表取締役社長　寺町　彰博
（コード番号　6481　東証第１部）
問合わせ先　取締役経営戦略室長　木内　秀行
（℡０３－５４３４－０３００）

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 9 日付取締役会決議により、「定款一部変更の件」を平成 25 年 6 月 15 日開催予定の第 43 期定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．変更の理由

当社は、従前より経営の効率化と業務の適正を確保するための体制の強化を図っておりますが、その一環として、経営全般に係わる重要事項の決定および業務執行の監督を担う取締役会と業務執行を担う執行役員とを分離する執行役員制度を導入できるようにいたすことを主な理由として、定款の一部変更を行います。これにより、迅速な意思決定による経営の更なる効率化、並びに監督機能の強化によるコーポレートガバナンスの一層の充実を図れる体制を整えます。

２．変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

現行定款	変更案
第４章　取締役および取締役会 （役付取締役） 第２５条　当会社は、取締役会の決議によって取締役社長１名を選定する。また、必要に応じ、取締役会長、取締役副会長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	第４章　取締役および取締役会等 （役付取締役） 第２５条　当会社は、取締役会の決議によって取締役社長１名を選定する。また、必要に応じ、取締役会の決議によって、取締役会長、取締役副会長各１名、取締役副社長若干名を選定することができる。

（取締役の分掌） 第２６条　取締役社長は、定款ならびに取締役会の決議を執行し、会社業務の全般を統轄する。 ２．取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役およびその他の取締役は、各々取締役社長を補佐し、定められた事項を分掌する。	（取締役の分掌） 第２６条　取締役社長は、定款ならびに取締役会の決議を執行し、会社業務の全般を統轄する。 ２．取締役会長、取締役副会長、取締役副社長および取締役会決議によって業務分掌を定められた取締役は、各々取締役社長を補佐し、定められた事項を分掌する。
［新　設］	（執行役員） 第２７条　当会社は、取締役会の決議によって、当会社の一定の事項に限定された業務について包括的な業務執行の権限を存し責任を負う執行役員を置くことができる。 ２．当会社は、必要に応じ、取締役会の決議によって、執行役員の中から、専務執行役員、常務執行役員各若干名を選定することができる。 ３．当会社と執行役員の関係は、委任に関する規定によるものとする。 ４．執行役員に関する事項は、取締役会において定める執行役員規程による。
第27条～第51条　条文省略	第28条～第52条　現行どおり

３．日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 25 年 6 月 15 日（土曜日）
定款変更の効力発生日	平成 25 年 6 月 15 日（土曜日）

以　上